

枝幸町遭難事故対策に関する実施要綱

(目的)

**第1条** この訓令は、町内及び周辺地域（以下「町内等」という。）における遭難事故の予防及び遭難事故が発生した場合の対応に関し、必要な事項を定めることにより町民、枝幸町内滞在者及び旅行者の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この訓令による遭難事故とは、町内等において自然を活用して行われる山菜採り、山歩き、溪流釣り等の余暇活動による道迷い等の事故に遭遇することをいう。

(責務)

**第3条** 町長は、遭難事故が発生し、捜索の要請を受けたときは、国、北海道の機関及び消防機関（以下、「関係機関」という。）と連携し、速やかに遭難者の捜索及び救助に努めるものとする。

(遭難事故対策会議)

**第4条** 遭難事故の予防及び対策等を協議するために、毎年、関係機関で構成する遭難対策会議を開催する。

(捜索)

**第5条** 町長は、遭難事故発生との連絡があったときは、警察及び枝幸消防署と連携し、遭難現場において、調査活動及び初動捜索（以下「初動捜索」という。）を行う。

(遭難救助対策本部の設置及び捜索救助活動)

**第6条** 町長は、前条に規定する初動捜索において、遭難者が発見されないときには、捜索救助対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに、関係機関と協議し、二次遭難防止等の安全対策を講じた上で捜索救助活動を行う。

2 本部長は、町長をもってこれに充てる。

3 本部長は、遭難の状況に応じて現地指揮本部を設置することができる。

4 捜索、救助活動が終了したときは、対策本部を解散する。

(関係する市町村に対する応援要請)

**第7条** 本部長は、必要に応じ、関係する市町村に対し、協力を要請する。

(捜索救助活動に要する費用負担)

**第8条** 第6条第1項に規定する捜索救助活動に要した費用のうち、次の費用については、遭難者

又は遭難者の家族等（以下「費用負担者」という。）が負担するものとする。

区分	負担額	備考
地域精通者等の出動に伴う経費	3,000円/時間	捜索救助活動に要した時間は、出発集合場所から終了集合場所に戻るまでの時間とする。
食料費	実費相当額	
諸雑費	実費相当額	消耗品等

（費用負担の免除）

**第9条** 町長は、前条に規定する費用負担者が負担する費用（以下「捜索費用」という。）について、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、その捜索費用を免除することができる。

- （1） 枝幸町民が遭難事故に遭遇したとき。
- （2） 費用負担者が捜索費用の負担能力に欠けると認められたとき。
- （3） その他特別の事情があると認められたとき。

（その他）

**第10条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。